

山梨県弁護士会 講演会

「核抑止論の克服から核廃絶へ」

2025年11月28日

弁護士 大住広太

自己紹介

●名前 大住広太(おおすみ こうた)

●出身 広島県尾道市

●経歴など

2010年早稲田大学卒、2013年早稲田大学法務研究科卒

2013年11月～司法修習第67期(前橋修習)

2014年12月 弁護士登録 東京南部法律事務所入所

2023年1月 尾道総合法律事務所入所

所属等:日本反核法律家協会 事務局次長

日弁連憲法問題対策本部 事務局

広島弁護士会平和・憲法問題対策委員会 委員

0. 本日の内容

1. 核兵器をめぐる情勢
2. 核抑止論とは—その欺瞞と危険性—
3. 核廃絶への展望
4. 私たちにできること

1. 核兵器をめぐる情勢

➤ 世界終末時計

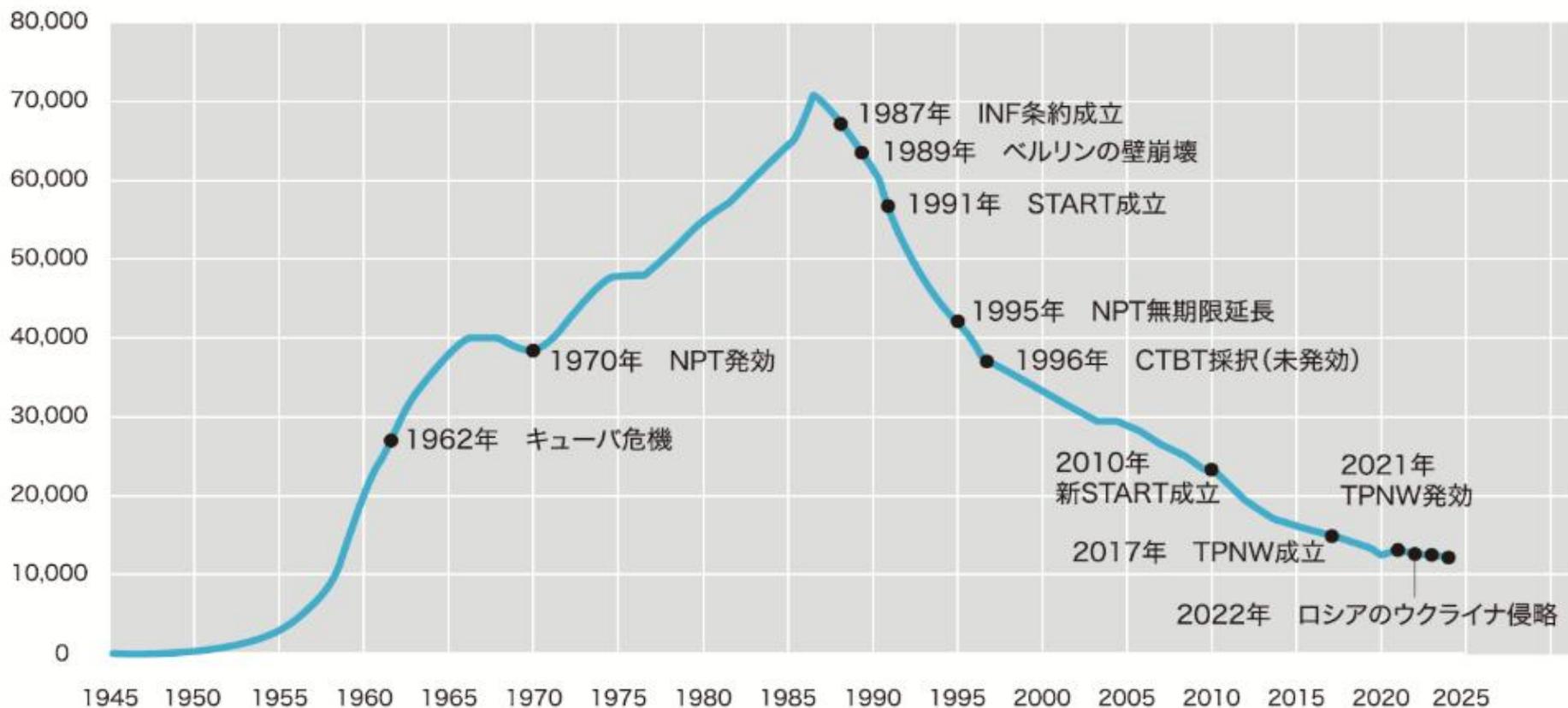
- 1947年 7分 終末時計始動
- 1953年 2分 米国、ソ連による水爆実験
- 1963年 12分 米ソ部分的核実験禁止条約に調印
- 1968年 7分 ベトナム戦争激化、核兵器の拡散
- 1969年 10分 米国が核兵器拡散防止条約(NPT)批准
- 1972年 12分 米ソ第一次戦略兵器制限交渉(SALT I)
弾道弾迎撃ミサイル制限条約(ABM条約)
- 1984年 3分 米ソ軍拡競争の激化
- 1988年 6分 米ソ中距離核戦力全廃条約(INF条約)締結
- 1991年 17分 ソビエト連邦崩壊
- 2010年 6分 バラク・オバマ大統領による核廃絶運動
- 2013年 2分30秒 D・トランプ大統領
- 2020年 1分40秒 中距離核戦力全廃条約(INF条約)失効
- 2025年 89秒 核兵器の拡散、気候変動

1. 核兵器をめぐる情勢

【世界の情勢】

- 核兵器保有国
米、露、英、仏、中、印、パキスタン、北朝鮮、イスラエル
核兵器の数：12,241発（推定）うち9,614発は使用可能、3,912発は配備
- 2025年の出来事
 - 3/5 仏、核の傘を欧州に提供すると宣言
 - 5/13 NPT準備委員会、実質的成果文書なく閉幕
 - 6/13 イスラエルによるイラン核施設への攻撃
 - 6/22 米国によるイラン核施設への攻撃
 - 7/10 英仏、ノースウッド宣言
 - 9/3 中国、「核三本柱」を公開
 - 10/10 北朝鮮が新型ICBM「火星20」を公表
 - 10/22 ロシア、戦略核兵器の使用を想定した演習を実施
 - 10/30 トランプ大統領、核実験の指示
- 2026年
 - 2月 新戦略核兵器削減条約（新START）失効期限

世界の核兵器保有数推移(1945~2024年)



出典: 1945~2006年はBulletin of the Atomic Scientists、
2007~2024年はストックホルム国際平和研究所(SIPRI)年鑑より作成

出典: 広島県HP (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/peace80/status-nuclear-forces.html>)

1. 核兵器をめぐる情勢

【日本の情勢】

2022/12/16 安保三文書改訂 防衛費5年で43兆円

2023/5 日米首脳共同声明で日米拡大抑止協議(EDD)を課長級から閣僚級へ格上げ

2024/2 日米共同統合演習(キーン・エッジ24)

仮想敵国が核兵器使用を示唆したという設定で自衛隊が米軍に「核の脅し」による対応を要求(※防衛大臣は否定)

2024/7/28 日米拡大抑止協議(初の閣僚級会合)

2024/12/27 日米拡大抑止ガイドライン合意

→核使用時の政府間調整の手順を定める

2025/3 核兵器禁止条約第3回締約国会合への参加見送り

2025/6/2 元政府高官ら非核三原則の見直しと核共有を提言

2025/7/3 参政党さや氏「核武装は安上がり」発言

2025/7 日米定例協議で米国の核兵器使用シナリオについて議論

2025/9 防衛省有識者会議が原子力潜水艦導入の提言

2025/10/29 自民・維新連立合意で原子力潜水艦保有の合意

2025/11/20 自民党安全保障調査会、非核三原則見直しについて議論予定

2. 核抑止論とは

(1) 核抑止論とは

核抑止：核兵器による報復の意思と能力を相手に認識させることで、相手が核兵器や他の兵器の使用を躊躇する状況を作り出すことで戦争を回避するという理論。

※抑止＝「相手が受け止めることができないほど有効な反撃が行われるという恐怖心を、その相手におこさせて、その敵対行動を挫折させる措置」

拡大核抑止：核抑止を同盟国まで広げたもの。核の傘。

日本における核抑止の歴史

1964年 中国による核実験

1965年1月 日米首脳会談で米国が核の傘の提供を提案
日米共同声明

1975年8月6日 日米共同新聞発表で「核抑止力」が明記される。

2. 核抑止論とは

(2) 核戦略論

核兵器の登場→戦争の変容

しかし現実には核兵器使用は困難。

それでも核兵器は存在し、使用可能性もある。戦争もなくなる。

軍事力で人の意思を操作したいという要求が残る。

核兵器を使えるかの如く理論の組み立てを行わざるを得なくなる。

→実証的裏付けのない核戦略が多数生み出される

2. 核抑止論とは

(2) 核戦略論

1950年頃～ 大量報復戦略

ソ連の核実験成功により米国の核兵器独占が崩れる。

→ソ連に対する大量報復を想定

1957年頃 限定核戦争論(キッシンジャー)

敵の生存を脅かさない程度の戦争目的を、明確に定めるという政治的決定をし、その立場を明示することで全面核戦争を回避する

1961年頃～ 柔軟反応戦略

あらゆる挑発に対し、挑発の程度に見合うレベルの軍事力で柔軟に対応するもの。

1960年代後半～ 相互確証破壊

ソ連の核戦力拡大により相互に「耐え難い損害を与える能力」を保持することで先制攻撃を思いとどまらせる。

1972年弾道弾迎撃ミサイル制限条約(ABM条約)

2. 核抑止論とは

(2) 核戦略論

1982年～ 第3世代核兵器を前提とする**戦略防衛構想**

ゴルバチョフとは一致しないものの、核戦争回避に向けた方向性は一致。

1986年～ ソ連(ゴルバチョフ書記長)による**新思考外交**

1993年～ クリントン大統領による**「平和の配当」外交**

2001年～ ジョージ・W・ブッシュ(子)大統領**「新たな脅威」**への対抗のため、ミサイル防衛を基軸とする**「新たな枠組み」**
ABM条約からの脱退。先制攻撃の正当化範囲を広げるブッシュ・ドクトリン。

2007年 四賢人による声明**「核兵器のない世界」**

2009年 バラクオバマ大統領による**プラハ演説(核廃絶演説)**

核の先制不使用政策は断念(日本政府の反対)

2. 核抑止論とは

(3) 核抑止と拡散防止

冷戦を経て、核兵器＝敵からの攻撃を防ぐ道具へ位置付け
他方で、核兵器の拡散の危機

1963年 部分的核実験禁止条約

1970年 核兵器不拡散条約(NPT)

1972年 弾道弾迎撃ミサイル制限条約(ABM条約)

1987年 中距離核戦力全廃条約(INF条約)

1996年 包括的核実験禁止条約(CTBT)採択(未発効)

→核抑止に依拠しつつ、核兵器の拡散を防止・核兵器の削減を目指す

2. 核抑止論とは

(4) 核の復権論

かつては、「核兵器の保有」=抑止
→核の役割低減が叫ばれる。

しかし、核が拡散した「第二の核時代」においては、地域紛争が国家体制の存亡をかける戦争となり、核兵器の報復による威嚇が奏功しない可能性があるため、核抑止力の整備・強化を重視すべき(秋山信将、高橋杉雄『「核の忘却」の終わり—核兵器復権の時代』)

→つまりは、「使える核兵器」(戦術核)を準備し、使う意思があることを公にする必要がある。

2018年米国NPR:核兵器の役割を非核攻撃の抑止にも拡張、戦術核整備の必要性の打ち出し。

→核兵器を「使える兵器」として核抑止を強化しようとする動き

2. 核抑止論とは

(4) 核抑止論の特徴

核抑止論は、「狂気」(MAD)に支えられた理論である

- 核兵器を使うという決断をする(その被害を受容する)「狂気」
核兵器による直接的な被害と「核の冬」
- 「狂気」の為政者に判断を委ねなければならない
意図的な「狂気」の演出もあれば、真に「狂気」の可能性も
- 相手の「合理的」な判断を前提とする「狂気」
核兵器で脅せば攻撃しないだろう
→その根拠は？
- 核兵器の恐怖に支配される世界に生きる「狂気」
- 僅かなミスで世界が滅ぼされかねない理論に依拠する「狂気」
人的・機械的ミスによる核使用・核戦争リスク

2. 核抑止論とは

【核兵器の直接的被害】

➤ 熱線による被害

爆心地直下の温度は7000度。生物は気化する。

皮膚全層が焼かれ、皮下組織、筋肉内部まで壊死。

爆心方向を見ていれば網膜の損傷による視力障害・視野障害。

➤ 爆風による被害

内臓破裂、複雑骨折、頭がい骨骨折、鼓膜の破裂など。

倒壊した建物による圧死、飛んでくる破片等の貫通。

爆心地から500m地点で過圧は109.63kPa(92kPaで致死率100%)

➤ 炎による被害

爆発から10秒後には火災が発生。都市火災特有の火災旋風により被害拡大。

➤ 放射線による被害

初期放射線による急性放射線症(人体が受ける線量は1.7km地点で262mSv、1km地点で6820mSv。7000mSvで致死率100%)

残留放射線による被害。原爆症。

➤ 原爆による死者数(1945年12月まで)

広島:約14万人 長崎:約7万人

2. 核抑止論とは

【核兵器の被害】

政策決定する為政者からすると核兵器の被害は単なる「数字」でしかない？

- アメリカの単一統合作戦計画(SIOP)
ソ連との全面核戦争を前提に、統合参謀本部が作成。
初期段階で戦力を総動員し、ソ連、中国の全ての都市を連続波状攻撃する。
犠牲者は、ソ連は総人口の約54%、中国は総人口の16%を想定(SIOP-62)。
アメリカは非常に多数の死傷者を抱え、当面戦争支援能力をほとんど失う深刻な損害を被るであろう。
- マクジョージ・バンディ(元米国家安全保障担当補佐官)
シンクタンクのアナリストたちは、何千万もの人々の犠牲を「受け入れられるレベル」とみなし、何十もの大都市の損失も「正気の間人にとって現実的な選択肢になり得る」との判断を示す。しかし、彼らは狂気の世界にいる。

2. 核抑止論とは

【核兵器の危険性】

もし核兵器が使われたら…

- プリンストン大学研究チームによる米露核戦争のシミュレーション(2022年) 紛争開始後数時間以内に9000万人以上が死傷
- 「北東アジアにおける核使用リスク削減(NU-NEA)」プロジェクト (長崎大学核兵器廃絶研究センター等)
北東アジアでの5つのケースで被害を想定。ケース5では米中で24回の核爆発が起き、総人口760万人のうち260万人が数か月以内に死亡。長期的には放射線の影響で96000人～83万人が死亡。
- 世界規模の環境破壊
 - ・ オゾン層の消失→発がん確率の増大
 - ・ 大気中に放出された煤や塵により世界規模で気温が低下、農作物に影響して飢饉が生じ、最大50億人が食糧難に(ラトガーズ大学のシミュレーション)→食糧自給率の低い日本は絶望的
- ・国連「核戦争の影響に関する独立科学パネル」
2026年に報告書提出予定

2. 核抑止論とは

【狂人理論】

抑止が有効であるためには何が必要か？

①抑止するための能力

②核を使用する意図

③相手の認識

➤ 核兵器の能力と公表

相手が脅威と判断するかどうか確かめるのは困難

→常に過剰な軍事力の強化が必要⇔「核は安上がり」論

➤ 意思決定の可能性があることの示唆

確実な報復よりも不確実な報復の方が効果的→「狂人理論」

ヒトラー、ベトナム戦争におけるニクソン

プーチン、トランプ

Cf.ブッシュ(子)の狂人理論≒トランプ？

➤ 世論の反対がないor無視することが必要

Cf.世論の反発によるベトナム戦争での核攻撃の断念

→核兵器を使用するという決断は、狂気のもとでなければできない。

2. 核抑止論とは

【核抑止の欺瞞】

- ジョージ・オーウェル「あなたと原爆」(1945年10月)
原爆の製造は驚くほど高価であり、莫大な産業上の努力が必要なため、世界でも3つか4つの国しか製造できない。ものの数秒で数百万の人びとを消し去ることができる兵器を持った2、3の怪物のような超大国が、彼らだけで世界を分け合うという未来予測。その2、3の大国が、報復する力のない者だけに原爆を使用する、あるいは威嚇する事態が生まれる。
- 核兵器は「防衛」のためではなく「攻撃」「支配」の道具となる
Cf. 朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、ウクライナ侵攻、ガザ侵攻…
イスラエル遺産相アミハイ・エリヤフ
: ガザへの核爆弾投下による皆殺しも一つの選択肢と発言

2. 核抑止論とは

【核抑止の欺瞞】

➤ 矛盾する日本の原発政策

第6次エネルギー基本計画(2021年10月)では、原発は「可能な限り依存度を低減する」とされていたが、GX基本方針(2023年2月)では原発を「最大限活用する」として、原発再稼働、次世代型原発の開発、稼働期間の延長を決定。
→日本を破滅させたければ核兵器による攻撃などせずとも原発を狙えばよい

➤ 仮想敵国の意図の分析

仮想敵国が日本を(核兵器で)攻撃する必要性は？

合理的な為政者＝攻撃の選択肢は取らないであろう

非合理的な為政者＝核抑止がそもそも効かないのでは？

→核抑止で想定されているのは、

「日本を攻撃するという非合理的な判断」をするものの、「核攻撃を受けるとまずいので攻撃はしないという合理的な判断」をする為政者？

2. 核抑止論とは

【核抑止の危険性】

➤ 人的・機械的トラブルによる誤射の可能性

- ① 1959年6月19日、現在的那覇空港でナイキ・ハーキュリーズ核ミサイルの誤射事件。
- ② 1962年10月、嘉手納基地の核巡航ミサイル「メイスB」に発射命令。発射管制官が所定の手続に従わず中断して確認したところ通信上のミスであることが発覚。
- ③ 1980年、カーター大統領補佐官のズビグネフ・ブレジンスキーに対し、ソ連潜水艦が220発の核ミサイルを米国は発射した、との報告。その後2200発に増加。後に誤報と判明。原因はマイクロチップの誤作動。
- ④ 1983年9月26日、ソ連の監視衛星がミサイル攻撃警報を発したが、スタニスラフ・ペトロフは軍服務規律に反し誤警報と断定し、攻撃回避。

最近でも2018年1月13日、ハワイ州で「弾道ミサイル発射」のメッセージが州当局から住民へ誤送信された事件がある。サイバー攻撃のリスクも。

「これまで非常に幸運であった。しかし、運は戦略ではない。」(グテーレス国連事務総長2022年NPT再検討会議)

2. 核抑止論とは

【核抑止の危険性】

➤ 現在の状況

繰り返されてきた核の脅し

それがエスカレートしている(アメリカのNPR、ロシアの核ドクトリンの見直し等)

→核の脅しが効いていないのでは？

そうすると核抑止論者が次にとる手段は・・・？

➤ AIの発展

判断の容易化

責任の所在の不明確化

3. 核廃絶への展望

1. 核兵器不拡散条約(NPT)

(1) 概要

1970年3月5日発効

締約国:191か国・地域(非締約国:インド、パキスタン、イスラエル、南スーダン。北朝鮮は脱退したと主張。)

米露英仏中の5か国を核兵器国とし、それ以外への核兵器の拡散を防止。原子力の平和的利用の権利の保障(4条)。

締約国が誠実に核軍縮交渉を行う義務を定める(6条)

(2) 現状

2015年、2022年の再検討会議で実質的合意文書採択ならず。

(3) 問題点と展望

核兵器国も含めた合意枠組みで、核軍縮の誠実交渉義務が定められているものの、現状では機能不全に。

核兵器国(米国)のダブルスタンダード(イスラエル⇔北朝鮮、イラン、中国)
核兵器の保有を認めながら核廃絶を目指すという根本的な矛盾

3. 核廃絶への展望

2. 核兵器の違法化

(1) 憲法9条と核兵器

国連憲章と日本国憲法の比較

Cf. 「新憲法の解説」第2章: 「文明が戦争を抹殺しなければ、やがて戦争が文明を抹殺するであろう」

(2) 原爆裁判 東京地裁判決

広島・長崎への原爆投下について、無差別爆撃であり、不必要な苦痛を与えるものであるとして、国際法上違法なものであったと認定。

(3) 国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見

核兵器の使用は、人道法の原則および規則に、一般に違反する

※ 極限の状況での使用は留保

(4) 被爆者をはじめとする市民社会と国の活動による核兵器のタブー化

→核兵器禁止条約へ

3. 核廃絶への展望

3. 核兵器禁止条約

(1) 概要

2017年7月採択、2021年1月発効

参加国数99か国(2025年9月26日時点)

第1回～第3回の締約国会議を実施。2026年11月に第1回検討会議を予定。

(2) 内容

核兵器の開発、保有、使用、威嚇などを全面的に禁止(1条)。

核兵器国(NWS)とその同盟国にも門戸を開く。

被害者に対する援助及び環境の修復(6条)、国際協力及び援助(7条)等も定める。

3. 核廃絶への展望

3. 核兵器禁止条約

(3) 問題点と展望

- ・核兵器国の不参加(Cf.米英仏の声明)
- ・TPNWはNPTを排除するものではなく、両輪として核廃絶へ進むもの。
ICJ勧告的意見も踏まえ、「法的確信」の発展を目指す。
- ・第3回締約国会議
政治宣言と4つの決定
→核兵器の非人道性、核抑止論の科学的分析、被害者援助・環境修復の具体化が進められる。

3. 核廃絶への展望

4. 日本政府の態度

核抑止への依存

(1) 核兵器の位置づけ

憲法上禁止されているわけではない

(2) 核先制不使用への反対

(3) 核兵器禁止条約の拒絶

・NPTは、核兵器国と非核兵器国が広く参加する「核兵器のない世界」に向けた唯一の普遍的な取組

・核兵器国を交えずに、核軍縮を進めることは難しい

・NPTの取り組みに支障を来す

・安全保障環境は厳しく、日本の安全保証には拡大核抑止が不可欠

→参加することで「我が国の核抑止政策について、誤ったメッセージを与え、自らの平和と安全の確保に支障をきたす」

(4) 非核三原則の見直し

「持ち込ませず」が米国の核抑止に支障を来している

→米国が日本に核兵器を持ち込まなければならない状況とは？

3. 核廃絶への展望

5. 日本がとるべき立場

- 有事が起きれば甚大な被害が生じる
CSISによる中国による台湾の海上封鎖シミュレーション(2024.12)
→15件中8件で核兵器が使用される。
「台湾有事は日本有事」、「台湾有事は存立危機事態」
→有事を起こさせないことが何よりも重要
- 唯一の戦争被爆国として
ヒバクシャは命を賭して核廃絶運動を進めてきた
日本政府はこれを支援し先陣を切って核廃絶を進めるべき。
- アメリカの核抑止依存の危険性
トランプ大統領は日本が核攻撃された場合に「核のボタン」を押すか？

3. 核廃絶への展望

5. 日本がとるべき立場

➤ 核抑止論からの脱却

真の意味での「核兵器国と非核兵器国の橋渡し」役を担い、
「名誉ある地位を占め」(日本国憲法前文)るべき

➤ 核兵器禁止条約に基づく核廃絶の道へ

NPTの機能不全→核兵器禁止条約との両輪で核廃絶を進める必要がある
条約の署名、批准、締約国会議への参加

➤ 北東アジアの非核地帯化

日本の安全のためには周辺の非核化も重要

Cf. 北太平洋六国条約案

Cf. ラテン・アメリカ核兵器禁止条約、南極条約、南太平洋非核地帯条約、アフリカ非核兵器地帯条約、東南アジア非核地帯条約

→非核地帯条約を拡大していくことで核兵器の存在意義が減少

4. 私たちにできること

➤ 世論の醸成と発展

朝日新聞世論調査

日本はTPNWへ加盟したほうが良い 59% (2020年11月) → 73% (2025年)

核の傘が必要38%、不要55%

2024年11月 日本被爆者団体協議会のノーベル平和賞受賞

➤ 被爆者の活動の継承

被爆者の平均年齢は86.13歳、初めて10万人を下回る(2025年3月)。

→核のタブーを作り上げてきた活動の継承が必要

➤ 核抑止論に依存することの不合理性、危険性の共有

核抑止は核兵器の使用が前提→ヒロシマ・ナガサキを再現してよいのか？

冷戦の終結→核抑止が合理的なら冷戦期は「平和な時代」だったのでは？

核抑止は現実的か？

4. 私たちにできること

- 着実に歩みを進める核兵器禁止条約への賛同を広げる
最も現実的な安全保障は核廃絶・軍縮である。
 - ・CTBT未発効ながらアメリカの核実験モラトリアム
 - ・核兵器がこれまで使われてこなかったこと→「核兵器は許されない」という認識の普遍化
- あきらめないこと
核兵器廃絶への歩みは少しずつ進んできている！
核兵器の数 7万発以上→約1万3000発へと減少
核兵器禁止条約の成立と展開
- 田中照巳被本被団協代表理事の受賞スピーチから
「核兵器の保有と使用を前提とする核抑止論ではなく、核兵器は一発たりとも持ってはいけないというのが原爆被害者の心からの願いです。」
「核兵器国とそれらの同盟国の市民の中にしっかりと核兵器は人類と共存できない、共存させてはならないという信念が根付き、自国の政府の核政策を変えさせる力になるよう願っています。
人類が核兵器で自滅することのないように!!」